

社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の各号により報酬等を支給する。

- (1) 理事のうち会長、副会長及び監事については、報酬を支給する。
- (2) 理事のうち常務理事については、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程による。
- (3) 前2号に属さない理事については、報酬を支給しないこととし、本会業務を行う場合には、費用弁償として日額2,000円を支給する。ただし、兵庫県又は芦屋市の特別職の職員及び一般職の職員で理事に選任された者には支給しない。
- (4) 前号の理事のうち、交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前号の費用弁償は行わない。

(報酬等の算定方法)

第4条 前条の役員に対する報酬等の額は、別表による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 役員が職務のため出張したときは、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期については、第3条第1項第1号の理事及び第2号の理事については、毎月20日とする。ただし、その日が休日（就業規則第17条に規定する休日。以下同じ。）に当たるときは、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 職員給与規程に準じた日とする。

- 2 第3条第1項第1号の監事及び第3号の理事が本会業務を行った場合は、4月

から9月までの期間に係る額を10月20日に、10月から翌年3月までの期間に係る額を3月末日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 職員給与規程に準じた日とする。

- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、就任した月から退任の月まで支給する。ただし、月の途中で就任又は退任した場合や病気等で本会業務に就けない場合は、業務実態に応じて日割によって計算した額を支給する。
- 5 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。
(社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 費用弁償に関する規程の廃止)
- 2 社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 費用弁償に関する規程（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

別 表

区 分	金 額	
会 長	月額	30,000円
副会長	月額	10,000円
監 事	日額	5,000円